

議案第111号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷区民会館の利用料金制度を廃止するとともに、世田谷区立玉川区民会館について、その位置及び施設を変更し、利用料金制度を導入する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「世田谷区立世田谷区民会館別館」を「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立世田谷区民会館別館」に、「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室A及び集会室Bに限る。）、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める。

第20条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館」を「世田谷区立北沢区民会館」に、「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に、「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に、「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改め、同条第2項中「世田谷区立世田谷区民会館等」を「世田谷区立北沢区民会館等」に改め、同条第4項中「世田谷区立砧区民会館」を「世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館」に改める。

別表第2世田谷区立玉川区民会館の項中「集会室」の次に「、喫茶コーナー」を加える。

別表第3世田谷区立世田谷区民会館別館の部の前に次のように加える。

世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円			220,320円	264,240円		
	集会室	15,180円	18,210円	22,830円	27,320円	38,010円	45,540円			60,850円	72,860円		

別表第3世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る。

別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館の部を削り、同表世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える。

世田谷区立 玉川区民会 館	ホール	30,700円	36,840円	46,200円	55,440円	76,800円	92,160円	123,000円	147,600円
	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円
	第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円

第2条 世田谷区立区民会館条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「、世田谷区立玉川区民会館（集会室A及び集会室Bに限る。）」を削る。

第20条第1項中「集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに」を「喫茶コーナー及び」に改める。

別表第1世田谷区立玉川区民会館の項中「東京都世田谷区玉川一丁目20番21号及び等々力三丁目4番1号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改める。

別表第3世田谷区立玉川区民会館の部を削る。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 令和2年4月1日
 - (2) 第1条中世田谷区立区民会館条例第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室A及び集会室Bに限る。）」、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第1項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定、別表第2世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る改正規定並びに別表第4の2世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年7月1日
 - (3) 第2条の規定 規則で定める日
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。
- 3 第1条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基

づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。

4 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。

5 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館（集会室A及び集会室Bを除く。次項において同じ。）の使用の承認（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみなす。

6 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。